

公益社団法人群馬県歯科技工士会 役員選任規程

(目的)

第 1 条 この規程は公益社団法人群馬県歯科技工士会の定款第 2 4 条に規程する役員の選任に関する事項について定めることを目的とする。

(選出)

第 2 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 総会における選任は、定款第 1 9 条の定めるところによる。

(定数)

第 3 条 理事の定数は、定款第 2 3 条第 1 項の規程に基づき、8 名以上 1 6 名以内とする。

2 監事の定数は、定款 2 3 条第 2 項の規程に基づき、2 名とする。

(候補者の推薦)

第 4 条 理事会は、必要に応じ理事及び監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、この委員会において、正会員及び特別会員の中から理事及び監事にふさわしい候補者を選考し、これを総会に推薦するものとする。

2 理事候補者は、下記の 5 地域より推薦された正会員とする。

- 1) 前橋地域
- 2) 高崎地域
- 3) 伊勢崎地域
- 4) 東地域
- 5) 北地域

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、役員選任に関し必要な事項は、理事会において定めることができる。

(改正)

第 6 条 この規程の改正等については、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 9 日定時総会の日から施行する。

公益社団法人群馬県歯科技工士会 役員の報酬及び諸費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び公益社団法人群馬県歯科技工士会定款(以下「定款」という。)第29条の規定に基づき、役員の報酬等に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第23条第1項に規定する理事と監事をいう。
- (2) 本会は、本会を主たる勤務場所とする常勤役員制度を設けていないため、ここでいう役員とはすべて非常勤役員という。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、非常勤の役員に対しては、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 日当 理事会1回につき3,000円
- (3) 出張費 会務上の出張1回につき県外への出張の場合は、8,000円 県内への出張の場合は、3,000円

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は当該各号に定める時期とする。

- (1) 前条第1号は各月の最終日に支給する。
- (2) 非常勤の役員に対する前条第2号及び第3号に定める報酬等は、理事会及び出張の都度、支給する。
- (3) 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。
- (4) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

役職名	報酬の額
会長	月額 15,000円
副会長、専務理事、常務理事	月額 5,000円

公益社団法人群馬県歯科技工士会 正会員慶弔規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県歯科技工士会（以下、「本会」という。）の会員相互扶助の理念により会員慶弔制度の給付基準を定めて適正に運用することを目的とする。

第2章 給 付

(給付)

第2条 前条の目的を達成するため、会員の死亡弔慰金、病気、火災、災害の見舞金、長寿、結婚、出生の祝金の給付を行う。

(資格の取得)

第3条 会員は本会へ入会又は復籍が承認された翌月1日から給付資格を取得する。

2 ただし、前項にかかわらず出生祝金については入会及び復籍が承認された7ヶ月目の1日から給付の資格を取得する。

(給付の種別及び金額)

第4条 慶弔金の種別及び受給資格等と給付額は次のとおりとする。

1 弔慰金

(ア) 会員死亡の場合会員1人につき500円相当額を弔慰金とする。

(イ) 会員配偶者死亡の場合10,000円を弔慰金とする。

2 献花・弔電

(ア) 会員本人、会員配偶者、会員の父母（同居、別居を問わず）死亡の場合献花と供に弔電を贈る。

3 祝金

(ア) 長寿祝金は、会員の年齢が満80歳に達したとき長寿祝金として10,000円を贈る。

(イ) 結婚祝金は、会員が結婚した場合地域会長よりの報告で理事会の決済に於いて10,000円を贈る。

(ウ) 出生祝金は会員に子供が生まれた場合地域会長よりの報告で理事会の決済に於いて10,000円の出生祝金を贈る。

4 見舞金

(ア) 病気見舞金は、会員が怪我又は疾病その他の病気で入院等1週間以上業務に携われない場合地域会長よりの報告で理事会に於いて決済し10,000円を病気見舞金として贈る。

(イ) 火災及び災害見舞金は、火災及び災害により住宅、技工室等が全焼、流出、全壊の場合地域会長よりの報告で理事会の決済に於いて会員 1 人あたり 500 円相当額を見舞金として贈る。その他半焼、半壊等の場合理事会の決済に於いて見舞金を決定する。

5 その他必要な事項が生じたときは理事会において検討する。

(特別給付)

第5条 会長が特別な事情があると認めるときは、前条にかかわらず理事会の議を経て慶弔金を給付することができる。

(慶弔金の支給方法)

第6条 慶弔金の支給は、原則として会員本人又は遺族の指定する金融機関の口座へ振り込む方法とする。

(受給資格の喪失等)

第7条 慶弔金の請求期限は、給付事由発生の日から 1 年間とし、その間に請求行為をしないときは受給資格を失う。

2 慶弔給付事由発生時に会員の資格を喪失しているときは請求することができない。

3 第 1 項及び第 2 項にかかわらず、理事会の議を経て、会長が特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

(給付金の返還)

第8条 本会入会申込書及び慶弔金給付請求書類に虚偽をなし、その他不正の方法により慶弔金を受領したときは、これを返還せしめるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、令和元年 6 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

公益社団法人群馬県歯科技工士会 正会員管理及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県歯科技工士会（以下、「本会」という。）の定款第3章の規定に基づき、会員における入退会及び異動等についてその手続を定めるとともに、本会に納入する会費額及び納入方法等義務について明示し、もって適正な会費管理を行うことを目的とする。

(会員の資格)

第2条 本会の会員は、定款第5条の区分においてそれぞれの権利義務を有する。

2 本会は、組織拡充を目的に会費の負担を低減するため定款第5条第1項の正会員のうち一般会員（管理者を含む）、勤務者会員、女性会員（勤務者に限る）、名誉会員、特別会員に区分する。

3 本会は、永年の会務尽力の功労を謝し敬意を表するために、定款第5条第1項の正会員のうち在籍35年以上かつ満70歳以上の者を名誉会員とする。

4 本会は、永年の会務尽力の功労を謝し敬意を表するために、定款第5条第1項の正会員のうち勤務先定年退職・自営技工所廃業・その他の相当事由に該当した者を特別会員とする。

(入会金及び会費)

第3条 定款第7条における会員の入会金及び会費は、前条の各項ごとに別表のとおりとする。

2 会員が既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、事務的に誤って過納された場合等やむを得ない場合を除いて、これを返還しない。

(会費の納入方法及び納期)

第4条 会費は、原則として、理事会が別に定める預金口座振替等方法により期日までに納入しなければならない。

2 新入会員は、入会金及び入会日の属する月の分の会費を入会日の翌月末日までに納入することとする。

(入会の申し込み)

第5条 入会を希望する者は、所定の入会申込書に記入捺印し、第3条に定める入会金を添え本会へ提出するものとする。

(入会の承認)

第6条 本会は、入会申込書を受けたときは、理事会において承認の可否を審議しなければならない。

2 入会日は、本会が入会申込書を受理した日とする。

(登録内容の変更)

第7条 会員は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更届を本会に提出するものとする。

(退会等手続き)

第8条 会員は、退会する場合、所定の退会届に記入捺印し本会へ提出するものとする。

2 会員が死亡した場合には、その遺族が第1項に準じ届け出るものとする。

3 退会者は退会日の属する月の分までの会費を支払わなければならない。

(規程の制定と改廃)

第9条 この規程の改廃は、公益社団法人群馬県歯科技工士会の理事会において審議され、社員総会に

付議されるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月11日定時総会の日施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月19日定時総会の日から施行する。

会費規程別表

	入会金	会費月額	合計
一般会員（管理者を含む）	0円	3,500円	3,500円
勤務者会員	0円	3,000円	3,000円
女性会員（勤務者に限る）	0円	2,000円	2,000円
名誉会員		0円	0円
特別会員	0円	500円	500円

公益社団法人群馬県歯科技工士会 財産管理及び会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県歯科技工士会（以下、「本会」という。）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、本会の収支及び財産の状況を明らかにして、能率的運営と公益活動の促進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会の会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

(会計処理の原則)

第3条 会計処理の原則及び手続は、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）に準拠するものとする。

(会計年度)

第4条 本会の会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計責任者)

第5条 会計責任者は専務理事とする。

(規格外事項)

第6条 この規程に定めのない事項については、会計責任者及び会計理事において会長の決裁を得て指示するものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(会計帳簿)

第7条 各会計の会計帳簿は、これを主要簿及び補助簿とする。

(主要簿)

第8条 主要簿とは、次に掲げるものをいう。

(1) 総勘定元帳

(補助簿)

第9条 補助簿とは、次に掲げるものをいう。

(1) 現金出納帳

(2) 預貯金出納帳

(帳簿の照合)

第10条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の関係口座の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第11条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第12条 会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令に定める保存期間がこれを超え

るものについては、その定めによる。

- (1) 予算及び決算書類 永久
- (2) 仕訳伝票及び会計帳簿 10年
- (3) 契約書・証憑書類 10年
- (4) その他の書類 5年

2 前項の保存期間は、決算日の翌日から起算する。

3 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときは、事前に会計責任者の承認を得なければならない。

第3章 金 銭 出 納

(金銭の範囲)

第13条 この規程で金銭とは、現金及び預貯金をいう。

(出納責任者)

第14条 金銭の出納及び保管については、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(金銭出納)

第15条 金銭を収納したときは、会計責任者が特に認めた場合を除き銀行に預入れ、支出に充ててはならない。

2 領収証は出納責任者が発行し、特に事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行うものとする。

3 支払方法は、原則として銀行振込とする。ただし、小口払いその他これによりがたいときはこの限りでない。

(金融機関との取引及び公印管理)

第16条 金融機関との取引を開始又は廃止するときは、会長の承認を得なければならない。

2 預金の名義人は会長及び会計責任者とする。

3 出納に使用する印鑑及びマネーカードは、会長が管理するものとする。

(手許現金)

第17条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため手許現金をおくことができる。

(残高照合)

第18条 出納責任者は、現金残高を定期的に出納帳の残高と照合しなければならない。

2 預貯金については、毎月末に帳簿残高と照合しなければならない。

3 残高照合の結果において過不足があるとき、出納責任者は、遅滞なく会計責任者に報告しその指示を受けるものとする。

第4章 財 務

(資金計画)

第19条 年度収支予算に基づき、会計責任者は速やかに年次の資金計画を作成し、会長の承認を得なければならない。

(資金の借入)

第20条 収入により、なお資金が不足する場合には、理事会の決議を経て、金融機関からの借入金によ

り調達するものとする。

- 2 固定資産の新設、その他資本的支出に充てるための資金を借り入れる場合は、原則として長期借入金によらなければならない。
- 3 資金を借入れるときは、その返済計画を作成し、理事会の決議を得なければならない。
- 4 年度予算の執行にあたり、資金の一時的な不足を調整するため資金を借入れた場合には、その借入金は原則として年度内に返済しなければならない。
- 5 資金の借り入れは、理事会及び社員総会で承認された予算及び借入限度額の範囲以内で、会計責任者が理事会の決議を得て行う。

(金融機関との取引)

第 21 条 金融機関と預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、会長の承認を得て、会計責任者がこれを行う。

- 2 金融機関との取引は、別に定める場合を除き、会長の名をもってこれを行う。

第 5 章 固 定 資 産

(固定資産の範囲)

第 22 条 固定資産とは、耐用年数 1 年以上で、かつ取得価額 20 万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

第 23 条 固定資産の取得価額は、次の各号による。

- (1) 購入により取得したものは、その購入価額に付帯費用を加算した額
- (2) 交換により取得したものは、その交換に対して提供した資産の帳簿価額
- (3) 贈与により取得したものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の購入)

第 24 条 固定資産の購入は、会計責任者及び会長の決裁を受けなければならない。

(固定資産の管理責任者)

第 25 条 固定資産管理責任者は、会計理事とする。

(固定資産の管理)

第 26 条 固定資産管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は、会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第 27 条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれある固定資産は適正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第 28 条 有形固定資産のうち土地及び建設仮勘定を除き、毎会計年度、定額法により減価償却を実施するものとする。

(物品の管理)

第 29 条 物品として管理しなければならない貯蔵品、消耗品等は、担当理事が管理するものとする。

第6章 予算

(予算の目的)

第30条 予算は、各事業年度の事業活動の内容を明確な計数的目標をもって表示し、責任の範囲を明らかにし、かつ予算と実績との執行状況を把握して、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算書の作成)

第31条 予算書は、会計区分ごとに毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を得て決定する。

(予算の執行)

第32条 予算の執行等は、予算書に基づいて行われなければならない。

(予備費)

第33条 予測し難い支出予算の不足を補うため、支出予算相当額の予備費を計上するものとする。

(予備費からの繰り入れ支弁)

第34条 歳出予算において、予知し難い支出のため予算に不足が生じたときは、理事会の議決を経て、予備費から繰り入れ支弁することができる。

(予算の補正)

第35条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第7章 決算

(決算の目的)

第36条 決算は、1事業年度の会計記録を整理し、当該期間の財産状態及び正味財産増減の状況を明らかにすることを目的とする。

(計算書類の作成)

第37条 会長は、毎事業年度終了後、速やかに次の計算書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(4) 財産目録

第8章 補則

(規程の制定と改廃)

第38条 この規程の制定は、特例民法法人群馬県歯科技工士会理事会の議決による。

2 この規程の改廃は、公益社団法人群馬県歯科技工士の理事会において決議する。

附 則

この規程は、平成25年10月26日臨時総会の日から施行する。

公益社団法人群馬県歯科技工士会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県歯科技工士会の定款第5条3項の規程に基づき、賛助会員の入会条件と権利を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 所定の申込書に記入の上、入会金及び年会費を添えて公益社団法人群馬県歯科技工士会（以下、「本会」という。）事務局に申し込む。

(賛助会員の種別)

第3条 定款第5条3項に規定する賛助会員は、次の通りの区分とする

- 1、個人会員
- 2、法人会員
- 3、団体会員

2 個人会員は原則として歯科技工士以外の個人が入会するものとし、法人会員は原則として関係企業等が入会とするものとし、団体会員は従業員5人以上の歯科技工所の勤務者が入会するものとする。ただし、団体会員は10名に1人の割合で正会員を置き歯科技工士は正会員が望ましい。

(入会金及び会費)

第4条 入会金はなし、賛助会員の年会費は下記の通りとする。

- 1、個人会員：年会費 5,000円
- 2、法人会員：年会費 1口1万円から
- 3、団体会員：年会費 1人あたり6,000円

2 事務年度は4月1日から翌年3月31日までとする。年度途中であっても年会費は同様である。

(権利)

第5条 賛助会員は本会が年2回以上発行する『群技かわら版』等の配布物を受け取ることが出来る。

2 法人会員は希望により、『群技かわら版』に広告を掲載することができる。

3 賛助会員は年2回以上の生涯研修において、正会員と同じ条件で参加でき各法人会員は1名参加できる。

4 2口以上の法人会員は、希望により無料でカタログ・商品等の展示及び、本会HPにバナーを掲載することができる。

5 その他必要事項が生じた時は、理事会に於いて検討し決定する。

(退会)

第6条 退会は、任意である。本会事務局に退会届を提出する。年度途中であっても年会費は返還しない。

附則

この規程は、平成25年10月26日臨時総会の日から施行する。

この規程は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

公益社団法人群馬県歯科技工士会 正会員旅費交通費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県歯科技工士会（以下、「本会」という。）の役員及び正会員（以下、「役員等」という。）が、本規程の定める予算の範囲内において旅費交通費の支給について定めたものである。

(旅費交通費の支給額の算定方法)

第2条 理事会、各委員会及びいい歯いい口いい人生イベント等の旅費交通費は、自宅ないし勤務地のうち、開催地に近い方からのものを計算する。

ただし、天災その他やむを得ない理由により算定し難き場合には、その経路および方法によって計算する。

2 燃料費は出発地から目的地までの走行距離に対し、1 Kmあたり50円を支給し、総額の100円未満は切り上げとする。ただし、この金額は必要に応じて理事会にて見直すものとする。

3 距離の算出には、複数のナビゲーションソフトウェアを使用し、最も短い経路の距離を適用する。

4 出張費 会務上の出張1回につき県外への出張の場合は、5,000円。県内への出張の場合は、2,000円とする。

5 役員等が会務のため交通機関を利用する際は、これに係る領収書を提出し同額を支払うものとする。

(自家用車の使用)

第3条 自家用車の使用については役員等の自己判断に委ねられるものであり、この法人は、役員等に対し、当該役員等が自家用車使用中に生じた事故による一切の損害について責任を負わず、かつ補償もしないものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月15日から施行し、令和4年6月19日定時総会から適用する。

附 則

この規程は、令和4年11月26日から施行し、令和4年6月19日定時総会から適用する。